

## 第2号様式

確認事務の法人の登録手続等に関する事務処理要領について（概要）

（令和5年2月17日 鹿交指第18号）

本通達は、確認事務の法人の登録手続等に関して必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 各種申請に必要な添付書類等
- 登録（登録の更新）の申請の受理及び審査
- 駐車監視員資格者講習等関係事務

等である。